

事務連絡  
令和2年8月26日

各都道府県教育委員会高等学校担当課  
各指定都市教育委員会高等学校担当課  
各都道府県私立高等学校担当課  
附属高等学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付

令和2年度全国高等学校教育改革研究協議会の開催日及び開催形態の変更について

「令和2年度全国高等学校教育改革研究協議会の開催について」（令和2年7月13日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付事務連絡）により、令和2年度全国高等学校教育改革研究協議会を10月29日に開催する予定であると御案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を考慮し、同研究協議会の開催日を10月29日から11月25日に変更するとともに、オンライン会議システムを活用して開催することといたしました。

同研究協議会の変更後の開催日及び開催形態等は下記のとおり予定していますので、御案内いたします。

また、各都道府県教育委員会高等学校担当課におかれては、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を設置する指定都市以外の市町村教育委員会に情報共有いただくよう御願いたします。

同研究協議会に関する参加申込みや詳細な日程表等については、後日、御連絡いたします。

## 記

### 1 変更後の日時

令和2年度11月25日（水）時間未定（午後を予定）

### 2 変更後の開催形態

オンライン会議システムを活用した開催

※国立オリンピック記念青少年総合センターに参集いただく必要はありません。

### 3 参加対象者（予定）

（1）都道府県教育委員会（各都道府県6名以内）

ア 都道府県教育委員会の高等学校担当者、都道府県立高等学校の教職員、都道府県

- 立高等学校と連携・協働する関係者
- イ 高等学校を設置する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の高等学校担当者、市町村立高等学校の教職員、市町村立高等学校と連携・協働する関係者
- (2) 指定都市教育委員会（各市4名以内）  
高等学校を設置する指定都市教育委員会の高等学校担当者、指定都市立高等学校の教職員、指定都市立高等学校と連携・協働する関係者
- (3) 都道府県知事部局（各都道府県4名以内）  
都道府県知事部局の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者
- (4) 学校設置会社を所轄する認定地方公共団体（各自治体2名以内）  
認定地方公共団体の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者
- (5) 国公立大学法人（各学校2名以内）  
国公立大学附属高等学校の教職員、国公立大学附属高等学校と連携・協働する関係者

#### 4 備考

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に応じ、開催の可否や開催形態について更なる変更の可能性を御了承ください。

#### 【参考】

- 令和元年度全国高等学校教育改革研究協議会

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1421999.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1421999.htm)

#### 【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付

工藤、矢澤

T E L : 03-5253-4111（内線 3482）

MAIL : koukou@mext.go.jp